

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
18	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	児童指導員等加配加算の取得条件は経験年数で判断し、保育士や児童指導員の区別はなくなった理解でいいですか。また、専門的支援加算条件の理学療法士等とは昨年までの5年以上の保育士も含まれますか。児童発達支援・放課後等デイサービスに分けて教えてください。	令和6年度報酬改定により、専門職による支援は専門的支援加算で、経験ある人材の活用は児童指導員等加配加算で評価されることになりました。 児童指導員等加配加算について、お見込みのとおり児童指導員、保育士の区別はありません。配置形態（常勤・非常勤等）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じた報酬区分となっています。 専門的支援加算は、体制加算と実施加算の2段階で評価されます。体制加算で配置する専門職員に、保育士・児童指導員（資格取得後に5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）が含まれます。児童発達支援・放課後等デイサービス同様です。
33	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	基本報酬・時間区分について① 4時間の支援時間（区分3）算定している利用者が、受け入れ後体調不良により帰宅した場合は、実際のサービス提供時間に関わらず区分3として算定しても良いという認識で間違いはないでしょうか。また、このような場合はサービス実績記録にはどのような形でサービス提供時間を記載をすれば良いのでしょうか。 基本報酬・時間区分について② もしも①の条件で30分以内に帰宅した場合は利用したと見做されないのであれば、代わりに欠席時対応加算を算定しても良いのでしょうか。	利用者の都合により個別支援計画に定めた提供時間より実際のサービス提供時間支援時間が短くなった場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することになり、30分未満となった場合でも算定可能です。実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておく必要があります。なお、欠席時対応加算Ⅱは令和6年度に廃止されており、欠席時対応加算Ⅰは要件が異なるため算定できません。
41	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の意思疎通に関し専門性を有する者を配置とありますが、具体的にはどのような人材ですか。	（視覚障害）点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 （聴覚障害又は言語機能障害）日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 （障害のある当事者）障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者
42	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）の基礎研修修了者とは、強度行動障害支援者要請研修の基礎研修ですか？ 基礎研修修了者をどのくらい配置する必要がありますか。	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置する必要があります。配置要件については、常勤換算に限らない単なる配置で可能です。
43	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	関係機関連携加算は、（Ⅰ）（Ⅱ）は電話及びZOOMでも可能でしょうか。	関係機関連携加算の要件とされている会議については、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができるものとされていますが、電話やメール、LINEなどは不可です。なお、開催日時・関係機関名・出席者・主な内容等の会議要旨を記録しておく必要があります。
45	児童発達支援	処遇改善加算に関する質問	既に福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件を満たしている状態だが、加算は取得していない。本年から4月から新たにベースアップ加算申請を行いたい、可能か。その場合、必要な申請書類は何か。また、処遇改善加算の計画書は、事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式なのか。	ベースアップ加算の取得は可能です。 様式第5号の体制届、別紙1、処遇改善加算計画書を提出してください。 処遇改善計画書は事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式で届出してよいです。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
75	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施計画を作成とは、雛形がありますか。それとも、独自に作成する必要がありますか。独自の場合、個別支援計画の中で作成してもよいですか。	<p>専門的支援実施計画は、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が障害児ごとに作成する必要があります。ひな形はありませんが、以下のような内容が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該専門職によるアセスメントの結果 ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域 ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標 ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容 ・支援の実施方法 等 <p>上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な計画とすることが求められています（例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど）。専門的支援計画は、個別支援計画とは別に策定し、あらかじめ保護者の同意を得てください。</p>
163	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	家族支援加算と子育てサポート加算は同日算定可能か。	<p>子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できないものとされています。</p>
164	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	視覚聴覚言語機能障害児支援加算の算定要件にある重度の障害のある児で、身体障害者手帳がなく、療育手帳のみの場合は算定できないか。	<p>身体障害者手帳の交付を受けていることが基本となります（※）。手帳の等級については、総合的な判定による等級ではなく、視覚、聴覚又は言語機能を理由として、それぞれの等級であることが必要です。（※手帳の判定・取得が困難な事情がある場合であって、同等の障害の程度であると市が判断できるような場合には、対象とする可能性があります。）</p>
165	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	事業所間連携加算（I）で、一人の児に対して同月に複数事業所が開催してしまった場合はそれぞれの算定で可能か。	<p>「事業所間連携加算」の本市における運用方法につきましては、現在協議中です。</p> <p>なお、事業所間連携加算（I）は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するもので、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものです。一人の児童について同一月に複数事業所が算定する状況は想定できません。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
166	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	事業所間連携加算のコーディネートの中心を担う事業所の明確な要件はあるか。	「事業所間連携加算」の本市における運用方法につきましては、現在協議中です。決まり次第お知らせいたします。
183	児童発達支援	届出に関する質問	以前の事業所内相談支援加算は、「障害児を同席させることが望ましくない場合等」の理由なく障害児が同席していない場合は、算定はしていなかった。家族支援加算は、同席が望ましくないという理由なく保護者のみと面談した場合でも、算定可能という認識でよいか。	お見込みのとおり、家族支援加算は、障害児が同席していない場合でも算定可能ですが、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席のもとで行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めてください。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮してください。
196	児童発達支援	届出に関する質問	大雨等の警報により、安全の為帰宅させ、支援時間が短くなった場合は、事務所都合として実際の提供時間に応じた報酬算定となるのか。	個別支援計画に定める支援時間にて算定可です。
241	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	家族支援加算はどのような場合に算定できますか。また、以前は、利用児童が利用している時間と相談援助で保護者相談を受けた時間が重なっている場合、加算対象外とされていましたが、変更はありますか？	<p>障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで、相談援助等を行った場合に算定するもので、主な要件（※）は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、計画的に実施すること ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可） ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと <p>障害児が支援を受けている時間帯に相談援助を行うこともできますが、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士以外で対応する必要があります。その場合、適切に家族支援を実施できる従業者による対応が望ましいことから、児童発達支援管理責任者により行う等、必要に応じた対応を検討してください。</p> <p>※すべての要件を網羅するものではありません。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
251	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	人工内耳装用児支援加算Ⅱについて、改定の概要には、「人工内耳を装着している障害児に対して、言語聴覚士を配置し、かつ眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下で支援を行った場合に算定する」とあるが、基準には、算定要件の一つとして、「関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと」とある。 後者があった日のみ算定するのか、それとも前者のような状態であれば、通所した日全てを算定するのか。 ちなみに、算定しようとしている対象者は、区役所の受給者証に「人工内耳装用児加算」が算定されているものである。	当該加算は、人工内耳装用児支援加算に関する届出書で言語聴覚士を配置を届け出た上で、配置された言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して個別支援計画に位置付けることが要件となっています。また、適切な支援を提供するため眼科・耳鼻咽喉科の医療機関と連携を確保することも求められています。関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行った日のみ算定するのではなく、本加算の対象となる障害児が利用をする日及びサービス提供時間帯に、言語聴覚士が配置されていれば算定可能です。
263	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	子育てサポート加算について、子育てサポート加算に該当する支援を保育士ではなく、看護師が行った場合でも算定できますか。	当該加算は、あらかじめ保護者の同意を得た上で個別支援計画に位置付け、児童発達支援事業所従業者が家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するものです。看護師についても従業者であれば算定可能です。
264	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	人工内耳装用児支援加算Ⅱについて、今回の改定により、言語聴覚士のみ人工内耳装用児加算に該当する支援を行った場合に算定できる（保育士・指導員によるもの支援では算定できない）と考えてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り ・今回の改定により、児童発達支援事業所についても「人工内耳装用児支援加算Ⅱ」が対象となった。要件としては以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> ① 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算ではなく単なる配置で可）し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと ② 主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること ③ 地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行うこと（実施の内容の要点等に関する記録を作成）
331	児童発達支援	人員基準に関する質問	A事業所の管理者兼児童発達支援管理責任者である職員が、同一法人運営の他の障害児通所支援事業所B事業所の管理者も兼務可能か。	（A事業所とB事業所が主たる事業所、従たる事業所の関係であれば可能な場合もありますが、そうでなければ、）児童発達支援管理責任者は当該事業所の専任かつ常勤でなければならず、B事業所の管理者を兼務することはできません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
339	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	「理学療法士等を単なる配置で可。基準人員等によることも可」とありますが、基本人員等の中には、児童指導員加配加算の人員も対象と考えて良いでしょうか。	<p>専門的支援実施加算で定められている「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員とされています。以上の要件を具備するものであれば、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、人員基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であるとされています。</p> <p>なお、当該加算は、当該理学療法士等が障害児ごとの個別支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該個別支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（「専門的支援実施計画」という）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、計画的に支援を実施した場合に算定できるものであることに留意して下さい。</p>
395	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	強度行動障害加算の算定条件で実践研修者を配置し対象児童に対して支援計画を作成し実践研修修了者が支援するとありますが、実践研修終了者が休んだ日に他支援員が支援した場合は、算定できませんか。	<p>支援計画シート等に基づく児童発達支援等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することは可能です。ただし、この場合において、以下のア及びイに掲げる取組を行ってください。</p> <p>ア 児童発達支援等を行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。</p> <p>イ 実践研修修了者は、原則として2回の児童発達支援等の利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p>
252	保育所等訪問支援	報酬の算定要件に関する質問	<p>保育所等訪問支援での家族支援加算について、改定前の家族連携加算の時は、留意事項にあった「保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できない」とあったが、今回はその文言が削除され、「指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること」とある。</p> <p>保育所等訪問支援は、直接支援だけでなく、そのスタッフへの技術的指導も含むが、今回の改定により、保育所等訪問支援とは分けた形（違う日）で、スタッフに対してではなく、保育所等で障害児やその家族の相談支援を行ったときに家族支援加算が算定できると考えてよいか。</p>	<p>保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施したものについて算定できます。</p> <p>お見込みの通り、家庭支援加算（I）については、訪問日以外の日に限り算定可能です。</p> <p>なお、同加算（I）について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」で算定可能です。</p>
38	保育所等訪問支援	処遇改善加算に関する質問	本年度から指定を受けて運営しており、指定申請時には、処遇改善加算はナシ、訪問支援員特別体制での加算はアリで提出しているが、処遇改善計画書の提出は必要か。	処遇改善加算を算定する場合は、加算届を提出して下さい。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
332	保育所等訪問支援	報酬の算定要件に関する質問	保育所等訪問支援事業における家族支援加算の請求は支援対象児の自宅に行った場合は、保育所等訪問支援の基本報酬と特別支援員加算と家族支援加算の合作を請求するのか、それとも基本報酬と特別支援員加算はかからず家族支援加算のみの請求になるのかどちらなのか教えて欲しいです。	保育所等訪問支援事業における訪問先は、障害のある児童とない児童が集団生活を営む施設であり、支援対象児童の自宅は対象とはなりません。 従って、基本報酬・訪問支援員特別加算の算定はできず、家族支援加算のみ算定が可能です。
5	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	4月より法改正が施行されますが、現時点で個別サポート加算がついている方はそのまま4月以降も算定可能でしょうか。	放課後等デイサービスについて受給者証に個別サポート加算Ⅰの表記がある場合、2024年4月以降も同一の給付決定期間内は、個別サポート加算Ⅰのケアニーズの高い障害児（就学児サポート調査表13点以上）にあたります。 なお、著しく重度の障害児に該当する場合は、改めて受給者証に個別サポート加算Ⅰ（重度）と表記し、再発行します。
6	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	下記のようなサービス提供時間が6時間で計画支援時間が5時間を超える場合の1時間を超える部分は延長支援加算として算定可能ですか。 <サービス提供時間> 10:00～16:00 <計画支援時間> 10:00～16:00 <実際の支援時間> 10:00～16:15 上記の場合 10:00～15:00 : 基本報酬 15:00～16:15 : 延長支援加算 として考えてよいですか。	この度の基本報酬の改定に合わせて改定された「延長支援加算」については、下記の算定要件を満たす必要があります。 ①加算の届出を行っていること。 ②算定しようとする児童の個別支援計画に定めた支援に要する時間（「計画時間」という。）が5時間（放課後等デイサービス平日は3時間）であること。 ③運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること。 ④延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に記載し、保護者の同意を得ていること。 ⑤延長支援時間は計画時間の前後で、1時間以上で設定されていること。（前後の時間を合算して1時間以上とすることは不可。また、送迎時間は含まない。） ⑥延長支援を行う時間帯に2人以上の従業者を配置すること（利用児童10名以下の場合）。うち、1人以上は人員基準により置くべき従業者（児発管を含む）を配置すること。 ⑦実利用時間をサービス提供実績記録票に記録すること。 請求に当たっては、計画時間に応じた区分で算定してください（計画時間よりも長くなった場合も計画時間で算定してください）。計画時間より実利用時間が短くなった場合はその理由に関わらず、実利用時間により算定してください。利用者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間の未満の区分での算定してください。その場合でも30分以上の支援時間であることが必要です。
7	放課後等デイサービス	届出に関する質問	令和6年4月からの報酬改定に対応したこの届出書（様式第5号給付費算定にかかる体制等に関する届出書）はいつ公示されるのか。また、令和6年4月からの体制についての届出書の提出期限はいつになるのか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。期限はホームページに掲載のとおりです。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kas antodoke.html

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
8	放課後等デイサービス	届出に関する質問	新規の契約書や新規重要事項説明書の様式はあるのか。	神戸市において、契約書や重要事項説明書の様式を定めておりません。下記の本市HPに掲載している集団指導の資料を確認の上、見直しをお願いいたします。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/syuudanshidou/syogai-r5.html
11	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援体制加算の要件について ①この加算の要件は、基準人員2名（児童定員10人の事業所）のほかに加算の要件に達した1名の計3名必要ですか？ ②基準人員の一人がこの要件に達していても体制加算は算定されないのですか？ ③児童指導員等加配加算を算定する場合は、この3人目の人員で体制加算と加配加算の両方を算定できますか？ ④もしくはそれぞれ加算を算定するための人員を配置し計4人となりますか？	専門的支援体制加算は、基準人員（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等の専門職員を1以上配置（常勤換算による配置）し、支援を行った場合に算定するものです。したがって、基準人員の一人が専門職員である場合は、算定できません。また、同一人物について児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の両方を算定することはできません。
15	放課後等デイサービス	人員基準に関する質問	重心型の児童発達支援・放課後等デイサービスを運営しています。現在5人定員ですが、R6改定で重心型の利用定員が5人以上7人以下となりましたが、5人以上7人以下で受け入れる場合の人員配置はどうなりますか。また4月以降7人以下受け入れる場合には、新たに定員の変更届は必要ですか。	利用定員を変更する場合は、指定変更の手続きが必要です。基準人員の規定は同じですが、利用児の安全等が確保できる人員を配置してください。
17	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	児童指導員等加配加算について質問です。その他従業員とは具体的にどのような人が該当しますか。特に資格等を持っていない非常勤職員でもあてはまりますか。	その他従業員とは、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、看護職員等の資格等を持っていない従業員で、常勤、非常勤を問いません。児童指導員等を配置した場合と報酬単価が異なります。
25	放課後等デイサービス	運営基準に関する質問	多機能型の事業所です。児童発達支援は新年度からは、最長5時間です。放課後等デイサービスにおいても、休日の場合5時間利用が最長です。以前は放課後等デイサービスは、休日のサービス提供時間は、6時間でないと報酬単価が低く設定されていました。新年度は、長期休暇の場合、それぞれ利用者の利用時間に合わせて報酬が決まることとなり、サービス提供時間を利用者の利用時間に合わせて、5時間以内にすることも可能になりますか。児童発達支援も同様の考え方でいいですか。	令和6年度の報酬改定で、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、支援の提供時間に応じた区分が導入されました。「支援の提供時間」は、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間）です。なお、営業時間（運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間）が6時間未満に該当する場合の開所時間減算については変更なく、適用されますのでご注意ください。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
29	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	個別サポート加算（Ⅰ）基準人員が強度行動障害（基礎）を持っていても算定できるか。基準とは別の人員配置が必要ですか。	個別サポート加算（Ⅰ）については、①受給者証に記載されたケアニーズの高い障害児を対象とする加算、②この障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して、当該職員が当該児童に支援を行った場合に更に30単位を加算するもの、③受給者証に記載された全介助を必要とする著しく重度の障害児を対象とする加算の3種類があります。 ②については予め届出を行ったうえで、対象の児童に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置してその者が支援した場合に算定できます。児童発達支援管理責任者は直接支援を行わない人員のため不可ですが、それ以外の基準人員であれば可です。
30	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	個別サポート加算取得にあたりサポートが必要な児童に支援を行った際は普通の記録とは別で専用の記録が必要ですか。	児童相談所等との連携が必要な要保護児童・要支援児童を対象とした個別サポート加算（Ⅱ）及び不登校の状態にある障害児を対象とした個別サポート加算（Ⅲ）については、当該支援の記録の作成・保管が算定要件とされています。個別サポート加算（Ⅰ）については、個別サポートⅠが記載された受給者証の写しの保管が必要ですが、専用の記録は要件となっていません。
31	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算は配置した専門的支援体制加算の人員が指導した場合に限りですか。小集団を2グループ行う際の追加の人員は専門職以外（その他職員等）でも可能ですか。	専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。
37	放課後等デイサービス	処遇改善加算に関する質問	旧3加算は「処遇加算Ⅰあり 特定加算なし ベア加算あり」だが、法人内一部の事業所で、キャリアパス要件ⅣをR6.4～満たす職員が1以上となり、「別表様式6-2（4）令和6年4月以降の加算区分の特定加算」が「なし」から「Ⅱ」へ自動算定された場合、加算の区分が変更になったとして加算届・体制届・体制状況一覧表の提出が必要か。	お見込みのとおり。
40	放課後等デイサービス	処遇改善加算に関する質問	処遇改善加算の1/2は4月より基本給に含むということだが、法定福利費も1/2の中に含まれるのか（基本給+法定福利費で1/2にしてもよいのでしょうか）	法定福利費も含まれます。
63	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算の算定について実務経験5年以上の保育士及び児童指導員が実施する個別課題等のへの支援も対象と考えてよいですか。また、専門的支援体制加算で届け出をしている専門職員が実施する必要がありますか。体制加算の届け出をしていない実務経験5年以上の保育士及び児童指導員が実施してもよいですか。	専門的支援実施加算は、理学療法士等を配置し、理学療法士等が個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に算定します。理学療法士等には、保育士・児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）が含まれます。専門的支援実施加算において配置する理学療法士等は、常勤換算でなく単なる配置で可、基準人員も可とされています。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
80	放課後等デイサービス	人員基準に関する質問	現在常勤の労働者が週40時間、月160時間で勤務しています。この度の改正にともない、営業時間が平日3時間、休校日5時間以下となるため、労使間で労働時間の減少を検討しています。現状の所定労働時間月160時間から月130時間に変更するという内容ですが、その労働者が一番長い労働時間であり、常勤の労働者になるのですが、そのように就業規則および雇用契約書を変更すれば違法性はないと考えますが、いかがでしょうか。また、人員基準の計算上、例えばパート労働者の所定労働時間が月80時間である場合、現在の常勤労働者の所定労働時間160時間であれば、160時間分の80時間=0.5人となり、もし130時間に変更後は、130分の80時間=0.615人となりますが、その考え方で問題ないのでしょうか。130時間のこと常勤換算1人は週32時間以上40時間以内と記載されており、32時間未満は32時間とみなすと規定されているということは、32時間×4週=128時間が下限と考えていいですか。	常勤の従業員が一週間に勤務すべき時間数の下限は32時間です。就業規則で32.5時間と定める場合、事業所の従業員の員数を常勤換算する時は32.5時間で除することになります。 この度の報酬改定で、5時間を超える長時間の支援については延長支援加算で評価されることになりました。但し、「開所時間減算」については変更なく、営業時間（運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間）が6時間未満の場合は減算となります。また、延長支援加算を算定するには運営規程に定めるサービス提供時間が6時間以上である必要があります。 労働時間の変更については、運営基準や労働関係法令を遵守し、利用児童・保護者のニーズ等も踏まえ、ご判断ください。労働関係法令の解釈については労働基準監督署にご確認ください。
97	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	支援時間時間区分について、今まではサービス提供時間及び営業時間の設定が必要であったが、時間の設定は営業時間内での設定になるということか。サービス提供時間はもうけなくてよいのか。営業時間内の保護者が希望する時間の預かりでよいのか。	この度の報酬改定で基本報酬については、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じて評価されることとなりました。「支援の提供時間」は「個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間」です。基本報酬における最長の時間区分を超える時間の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として延長支援加算で評価されます。 但し、「開所時間減算」は変更なく、運営規程に定める営業時間（運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間）が6時間未満の場合は減算が適用されます。また、延長支援加算を算定する場合、営業時間が6時間以上である必要があります。
98	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	延長加算について、もし営業時間が9～18時であれば、9時より前の1時間以上又は18時以降の1時間以上でないと取れませんか。それとも、基本報酬における最長の時間区分に対応した時間を超えた時間を預かる場合は、延長が取れるようになりますか。	例えば、運営規程に定める学校休業日のサービス提供時間が9時～15時（6時間）で、これまで6時間の支援を行っていた場合は、個々の個別支援計画に定める支援時間は9時～14時、延長支援時間は14時～15時とする等が考えられます。9時より前である必要はありません。 延長支援加算の算定要件には、「延長支援時間は計画時間の前後で、1時間以上で設定すること（前後の時間を合算して1時間以上とすることは不可。また、送迎時間は含まない）」「延長支援を行う時間帯に職員を2人以上の従業員を配置すること（利用児童10名以下の場合）。うち、1人以上は人員基準により置くべき従業員（児発管を含む）を配置すること。」などが定められています。 延長支援時間の時間設定に際しては、従業員の配置や児童の安全の確保等を勘案してご判断ください。
99	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	特別支援加算が、専門支援加算になっている。要件は変わらず、看護師等がリハビリなど行った際には算定できますか。OP、PT、ST、心理職員以外は対象にならないですか。	「専門的支援体制加算」「専門的支援実施加算」について、基準人員に加え配置される専門職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員、心理担当職員又は視覚障害児支援担当職員をいいます。看護師は当該加算における専門職員には含まれていません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
129	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算は具体的にどのような内容（個別のみか集団でも可能なのかなど）で、どのような記録があれば算定可能なのでしょうか。	内容については、No. 31の通りです。 専門的支援実施計画の作成については、No. 75の通りです。 理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。
147	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	「サービス別の通知」請求事務等に係る注意事項等（障害児通所支援）の資料の中で、神戸市の学校の場合で休業日にあたらない例として”始業式、終業式、卒業式”とあるが、入学式は休業日にあたるという解釈であっているか。	入学式についても、“始業式、終業式、卒業式”と同様の取り扱いになります。したがって、入学式は学校休業日にあたりません。
220	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	家族支援加算（旧事業所内相談支援加算）について今回の報酬改定で入所児童の家族に対して相談援助を行った場合。となっているが、入所児童の保護者が入所児童の支援についてではなく、入所児童の兄弟姉妹（家族）の困り事やニーズに対して相談をして、その件に対して相談援助を実施した場合も算定可能であるのか。	今回の報酬改定で、こども本人のみならず保護者やきょうだいを含めた家族全体を支援していくという視点から、相談援助等の対象が通所している児童だけではなく、きょうだいも対象であることが明確化されたため、保護者やきょうだいに対して相談援助等を行った場合には当該加算の算定は可能です。 ただし、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助が対象となっており、当該通所児童に関連のない相談の場合には算定不可であること、ご注意ください。 なお、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めてください。
235	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	利用者都合で実際の時間は短くなった場合、延長支援加算は算定できますか？例えば、個別支援計画で決めている支援時間が14-17時の3時間で、延長時間17時-18時(1時間)の方が、利用者都合で15時開始となり18時まで支援した場合、14-17時の3時間分と、17時-18時の1時間を延長加算で算定できますか？	基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援を要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。 そのため、利用者都合により開始時間が遅れた場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。 なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。 なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。
236	放課後等デイサービス	その他	①強度行動障害児支援加算と個別サポート加算の両方加算が取れる方の受給者証には、両方記載されますか。 ②ケアニーズの高い障害児と著しく重度の障害児の違いは、受給者証に記載されますか。	神戸市が発行する受給者証については、下記のとおりです。 ①お見込みのとおり。 ②以下の通り印字されます。 ・ケアニーズの高い障害児 「放課後等デイ加算サポートⅠ」 ・著しく重度の障害児 「放課後等デイサポートⅠ 重度」

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
238	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	児童指導員加配加算の常勤換算5年以上要件は、例えば3名で常勤換算1となる場合、全員が5年以上の経験が必要ですか？1名でも5年以上であれば算定可能ですか？	例えば3名で常勤換算1、経験5年以上の区分で算定する場合は、全員5年以上の経験が必要です。経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合は、経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定します。
261	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	個別サポート体制（I）について 放デイは対象となるお子様が次の2種類ございますので、①のお子様について120単位で報酬算定を行う場合「または」②のお子様への支援については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った日にのみ個別サポート加算（I）を算定できるという認識で合っていますか。 また、①のお子様について90単位で報酬算定を行う場合は、基礎研修修了者による支援は不要で合っていますか。（基礎研修修了者がお休みの日でも①90単位で請求することは可能ですか。） 【対象となるお子様】 ①ケアニーズの高い障害児（90単位/日） ②著しく重度の障害児（120単位/日）	①のケアニーズの高い障害児に対して、支援を行った場合には90単位/日の算定ができ、さらに強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して、当該者が支援を行った場合には120単位/日（+30単位）の算定が可能となります。 なお、基礎研修修了者の配置については、常勤換算ではなく単なる配置で可であり、児童発達支援管理責任者の場合は不可となります。 また、②の著しく重度の障害児に対して、支援を行った場合には、基礎研修修了者の配置の有無にかかわらず120単位/日の算定が可能です。
273	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	重心型の放課後等デイサービスにて医療的ケアを要する重心ではない児童を受け入れており、その児童についてのみ、医療的ケアの時間区分での算定しています。 重心の放課後等デイサービスの延長支援加算は、従前の通り営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に算定しますが、当該児童については、今回の改定で新しく規定された延長支援加算を算定できますか。	お見込みのとおり、ご質問のケースにおいて、重症心身障害児ではない医療的ケアを要する児童の延長支援加算については、「（「事業所の営業時間（8時間以上）の前後」の支援ではなく、）基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の支援に加えて支援を行った場合に算定できます。医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、看護職員を1名以上配置してください。 なお、個別支援計画への位置付け等、延長支援加算に係る主な算定要件については、別途ご確認をお願いします。
275	放課後等デイサービス	人員基準に関する質問	延長支援時間は営業時間内で設定してもよいということだが、例えばサービス提供時間9時～15時、計画時間9時～14時、延長支援時間14時～15時と設定した場合、人員基準上サービス提供時間内に通じて配置しないといけない児童指導員2名は14時～15時にも配置しておかないといけないのか。それとも延長支援の要件である、人員基準1名（児発管を含む）+その他1名でも良いのか。	延長支援加算についてはNo. 6、No. 98の通りです。 基準人員は、事業所としてサービスの提供を行う時間帯を通じて配置する必要があります。
301	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算計画書の「保護者の同意」は、口頭のみで問題ないですか。	専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ることとされています。説明し、同意を得たことが分かるように、記録してください。
389	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算を算定するに当たって、専門的支援を実施した記録はどのような項目が必要ですか。様式はありますか。また、専門的支援実施計画の策定者や支援を実施する者は、専門的支援体制加算の対象となる職員に限られますか。	支援を実施した際の記録の規定はNo. 129の通りで、ひな形はありません。専門的支援実施計画の内容については、No. 75のように示されています。 専門的支援実施加算の配置要件はNo. 63の通りで、専門的支援実施計画は、児童ごとに、提供する専門的支援の内容に適した専門性を持った算定要件を満たす職員がそれぞれ作成するという方法も考えられます。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
27	居宅介護	届出に関する質問	・2024年4月、5月は前年度と同じ区分で算定 ・2024年6月は新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定しており、上記で届出をする場合、すべての月の分の計画書は4/15締切だが、体制届と体制等状況一覧表は4月・5月分は不要、6月分は5/15締切という考え方でよいか。	処遇改善加算等を2024年4月、5月に前年度と同じ区分で算定する場合の提出書類は、処遇改善計画書のみとなります。提出期限は4/15です。 ※厚生労働省の案内では、体制届・体制状況一覧表（4,5月分と6月以降分の両方）、処遇改善計画書を4/15までに提出することとなっていますが、神戸市では取り扱いを変更しています。
50	居宅介護	届出に関する質問	体制届と体制等状況一覧表の締切日お伺いしたいです。（HP確認済み） ・2024年4月、5月は前年度と同じ区分で算定 ・2024年6月は新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定 上記で届出を出す場合、すべての月の分の計画書は4/15締切ですが、体制届と体制等状況一覧表は4月・5月分は不要、6月分は5/15締切という考え方でよろしかったでしょうか。 ※HPには以下のように3通りの記載があり締切日の認識を間違えないために質問いたしました。 計画書の「前年度と同じ区分で算定するとき（継続分）」の項目には ①※体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。と記載有り 計画書の「新規で算定するとき・加算の区分を変更するとき」の項目には 2024年4,5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合 ②加算届：2024年4月15日（月曜）※体制状況一覧表は4,5月分・6月以降分の両方を提出してください。と記載有り 2024年6月から新規に算定する場合 ③加算届：2024年5月15日（水曜）と記載有り	2024年4月、5月に前年度と同じ区分で処遇改善加算等を算定算定する場合は、体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。6月以降に新加算を算定する分の体制届・体制状況一覧表の提出も不要です。
55	居宅介護	処遇改善加算に関する質問	介護保険では虐待防止措置実施の有無についての書類提出（介護給付に係る体制状況一覧表）の提出が義務付けられているのですが、障害福祉サービスでは必要ありませんでしょうか。	必要ありません。
68	居宅介護	処遇改善加算に関する質問	今までは特定処遇改善加算Ⅱを取っていたが、このたび特定処遇改善加算Ⅰを取ろうとしている時、2024年4,5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合の計画書・加算届を提出する必要があるでしょうか。	神戸市福祉局監査指導部に提出してください。
69	居宅介護	報酬の算定要件に関する質問	居宅介護事業所の特定事業所加算の算定要件についての質問です。（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）は、1.区分5以上である者 2.喀痰吸引等を必要とする者 3.重症心身障害児及び医療的ケア児 のそれぞれ30%以上と読むのか、合計が30%以上と読むのかどちらでしょうか？ これまでは、1と2の要件で合計が30%以上ということだったと思います。今回は3の要件が追加されたにも関わらず経過措置が追加されたということは、それぞれ30%以上が必要ということでしょうか？	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要では、居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加と記載されています。従来の計算方法を変更するという内容の通知も出ていないため、対象者の合計が30%以上ということになります。
77	居宅介護	届出に関する質問	神戸市HPより、障害福祉サービス事業・障害児支援事業等の体制届（加算届）を閲覧しながらの質問になります。表題の件について、4/15までに届出書必須として、様式第5号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」・様式第5号別紙1（EXCEL：224KB）とありますが、様式がダウンロードできません。添付資料は以前検索し、ダウンロードしたものになりますが、こちらの提出で合っていますでしょうか。 ご回答のほど、よろしくお願い致します。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kas antodoke.html

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
111	居宅介護	届出に関する質問	体制状況一覧に関しまして、制度で新しくなった部分が黄色で表示されていますが ①身体拘束、虐待防止、業務継続計画、情報公表は 減算がなしであれば「なし」で届出すれば良いという理解で間違いございませんでしょうか？ ②それぞれの項目毎に適用開始日の欄がありますが、特定事業所加算は従前より取得して「区分に変更がない場合」は 適用開始日は不要でしょうか？同じく、処遇改善に関しても、従前から取得している加算は同じ処理でよろしかったでしょうか	①お見込みの通りです。 ②区分の変更がない加算については、体制状況一覧表への記載は不要です。
114	居宅介護	処遇改善加算に関する質問	今までは特定処遇改善加算Ⅱを取っていたが、このたび特定処遇改善加算Ⅰを取ろうとしている時、2024年4,5月から新規に算定する場合・加算の区分を変更する場合の計画書・加算届を提出する必要があるでしょうか。	お見込みの通りです。
133	居宅介護	処遇改善加算に関する質問	特定事業所加算の要件につきまして それぞれの要件について根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。と 記載があるのですが具体的に必要な書類について教えて頂きますと助かります ケアステーションあうるでは特定事業所加算2を算定しています	提出が必要な書類は、全ての訪問介護員等ごとの研修計画、サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達・報告体制を確認できる書面（フローチャート図等）、加算届出日が属する月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、従業員の資格証の写し、サービス提供責任者の経歴書等になります。その他にも追加で資料の提出を求める場合があります。
171	居宅介護	届出に関する質問	前年度と同じ区分で算定（継続）するためe-KOBEより計画書を提出しました。6月から制度が変わり新加算になりますが、体制届の提出は必要ですか？ 神戸市のホームページを見ると、「※体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。」と記載があり、提出不要かと思ったのですが、他の自治体（尼崎市）で、今回制度が変わる為、全事業所提出が必要だと言われました。これまでと同じ区分で算定しますが、今回6月からの新加算において、体制届の提出が必要か教えていただきたいです。 ホームページの該当箇所を添付させていただきます。	神戸市では体制届・体制状況一覧表は、4,5月分・6月以降分のいずれも提出不要です。神戸市と他の市町村とでは取り扱いが異なる場合があります。
186	居宅介護	届出に関する質問	それぞれ実施している場合には、1. なし の届け出であっていますか。（未実施なしの解釈）	身体拘束廃止未実施、虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定、情報公表未報告の項目については、減算がなしであれば「なし」を選択してください。
26	共同生活援助	報酬の算定要件に関する質問	令和6年4月から強度行動障害の方を受け入れた際に、受入の加算180単位/日に加え、180日以内は初期加算（400単位/日）を算定できるが、昨年度の2月や3月に入居した強度行動障害の方はどのように算定をするべきか。例えば、令和6年2月や3月のように同年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。	令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、180日から加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの期間を差し引いた期間について初期加算を算定してください。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
57	共同生活援助	届出に関する質問	令和6年4月1日以降の加算の変更は新様式で提出してくださいとあるが、4月上旬に掲載予定と記載されている新様式掲載の具体的な日程を教えてください。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kas antodoke.html
72	共同生活援助	運営基準に関する質問	神戸市から後日、令和6年度報酬改定に対応した運営規定のひな型が発表されると回答を得たが、1 ひな形発表 2 個々の事業所に対応したものを作成 3 作成後、変更届 上記のような、ひな形発表後の変更届で問題ないか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kas antodoke.html
198	共同生活援助	報酬の算定要件に関する質問	共同生活援助の重度障害者支援加算は、個別支援を開始した日（加算の算定を開始した日）から起算して180日以内は初期加算として（Ⅰ）は500単位、（Ⅱ）は400単位をさらに算定できるが、従来の重度障害者支援加算（Ⅰ）（又はⅡ）を算定していることが要件なのか。 体験入居の場合、強度行動障害者体験利用加算を算定した場合、重度障害者支援加算が算定できないため、180日以内の初回加算も算定できず、本入居時に、重度障害者支援加算の算定と同時に180日以内の初回加算も算定を開始できるという解釈でよいか。 180日間の解釈は、例えば、週末を実家で過ごしホームの利用がなかった日があるとして、利用がなかった日も180日間の中に入ってしまうのか、利用した日のみを計算し180日間算定することができるのか。	報酬改定された重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）は、従来の重度障害者支援加算（Ⅰ）（又はⅡ）を算定していることが要件ではありません。 重度障害者支援加算の算定要件は以下のとおりです。 ○重度障害者支援加算（Ⅰ） (1) 生活支援員のうち20%以上の強度行動障害者支援者養成講座（基礎研修）を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合360単位/日（※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日） (2) (1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(1)に加え150単位/日（※個別支援を開始した日から180日以内は(1)に加え+200単位/日） ○重度障害者支援加算（Ⅱ） (1) 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合180単位/日（※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日） (2) (1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(1)に加え+150単位/日（※個別支援を開始した日から180日以内は(1)に加え+200単位/日） 強度行動障害者体験利用加算と重度障害者支援加算の算定の関係はお見込みのとおりです。 重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間は、サービス利用日もしていない日も含めて計算してください。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
199	共同生活援助	報酬の算定要件に関する質問	令和6年度より努力義務化、令和7年度より義務化される 地域連携推進会議ですが、構成員として指定されている、・地域住民の代表者とはどのような方が対象となるのか、民生委員の方も含まれるのでしょうか。・共同生活援助について知見を有する者とはどのような方が対象となるのでしょうか。共同生活援助管理者や相談支援員は含まれるのでしょうか。・市町村の担当者とはどのような方が対象となるのでしょうか。会議の開催とありますが、構成員全員に出席依頼するも欠席者が出た場合は 欠席扱いで会議開催としてもよいのでしょうか。記録の公表とありますが、どのような方法が具体的にありますでしょうか。	<p>①地域連携会議の構成員 地域連携会議の構成員となる「地域住民の代表者」（地域の関係者）には、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害当事者、施設の近隣の住民などが想定されます。 「共同生活援助について知見を有する者」とは「福祉・経営に知見のある人」が想定されており、「福祉に知見がある人」とは、施設等のある地域で活動している他の障害サービス事業者や障害関係の事業を実施している者、介護保険サービスや児童福祉サービスを運営している事業者、学識経験者、福祉関係の事業を実施するNPO法人などが想定されます（なお、同一法人またはその他系列法人に所属する者を選任するのは望ましくありません）。また、「経営に知見のある人」とは、障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設の運営等の経営に携わっている人や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイスできる人を想定しています。 「市町村担当者等」については、施設所在市町村の障害福祉所管課等の担当者等や、基幹相談支援センターの職員や市町村（自立支援）協議会の構成員などが想定されています。</p> <p>②会議の開催について 会議の開催に当たり、構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取することが望ましいです。</p> <p>③記録の公表について ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの方が閲覧可能になるように広く公表してください。</p>
294	共同生活援助	人員基準に関する質問	介護サービス包括型で利用者が区分1以下の場合世話人の配置を10：1で運営することは可能でしょうか。	世話人の配置については利用者区分に関わらず、常勤換算で利用者を6で除した数以上となっていることから、10:1の配置では運営することは認められません。
335	共同生活援助	報酬の算定要件に関する質問	利用者が高齢等の理由により、日中活動事業所の利用を減らした場合 日中の事業所へ行かなかった日の算定は可能でしょうか 例：B型事業所への通所が4日/週となった場合 残りの1日は日中支援加算Ⅱを算定してもよいのでしょうか	<p>①日中支援加算(Ⅱ)については、日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算することができます。最初から利用しないと決まっている日の場合に、日中支援加算(Ⅱ)を算定することはできません。</p> <p>②この場合、当該支援の内容について、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないことに留意してください。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
404	共同生活援助	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算は、初期加算が算定できるようになったが、この初期加算の算定開始日は体験利用時からか。それとも共同生活援助のサービス開始日からか。(2024/02/04から連続30日以内・年間50日のなかで体験利用し、2024/04/01から共同生活援助サービス開始した場合)	重度障害者支援加算の初期加算が算定できるのは、体験利用・本入居を問わず、重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間です。 令和6年4月以前に加算の算定を開始した場合で、4月1日時点で開始日から起算して180日を経過していない場合は、180日から加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの期間を差し引いた期間について初期加算を算定してください。 なお、当該初期加算については、体験利用・本入居を問わず、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定となります。
16	計画相談支援	届出に関する質問	令和6年度の報酬改定に伴い分類が増えた加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、個別サポート加算、強度行動障害児支援加算）については、や改めて届出は必要か。	届出の提出がなければ、低い方の区分として取り扱います。 届出様式はホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
123	計画相談支援	報酬の算定要件に関する質問	行動障害支援体制加算（Ⅰ）等の要件に「現に指定計画相談支援を行っている場合」とあるのは、複数の相談支援専門員が配置されている事業所においては、研修を修了した者が加算該当ケースを直接担当している場合にのみ算定されるという意味ですか。	研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることが要件とされており、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとされています。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておいてください。
138	計画相談支援	届出に関する質問	【精神障害者支援体制加算（Ⅰ）】 届出様式（別紙35-4）の当該加算の項目の④に、「利用者が通院又は利用する病院等及び訪問看護事業所（療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの）における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている。」とありますが、上記の加算は訪問看護事業所のみにかかるとの理解で良いのでしょうか。	「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものとされています。
205	計画相談支援	届出に関する質問	モニタリング報告書の押印について、省略することになりましたが、従来通り押印してもらってもいいですか。	今回の見直しにより、【計画様式3-1】モニタリング報告兼モニタリング期間変更届の「利用者確認欄」については押印・署名は不要になりましたが、併せて【神戸様式C】追記事項（モニタリング報告書兼モニタリング期間変更届）を提出する必要があり、【神戸様式C】には利用者の署名又は押印を求めることとなります。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
139	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）については、障害者支援施設に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。」とありますが、当施設は、施設入所と生活介護を行っており（施設入所利用者がそのまま生活介護の提供を行う）この場合、両方とも算定できないでしょうか。それとも、施設入所のみ算定できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護を通所で利用している者については、生活介護 障害者支援施設に入所している者については、施設入所支援 においてそれぞれ算定してください。
170	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算（Ⅱ）については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人までの個別支援を評価するものであり、基礎研修修了者は施設入所支援の従事者として4時間程度は従事することとされていたが、この要件は、令和6年度の報酬改定後も変更ないか。	<p>令和6年度報酬改定により、重度障害者支援加算（Ⅱ）は、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準に定める基準人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることに加え、生活支援員のうち20%以上の強度行動障害者支援者養成講座（基礎研修）修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に算定が可能です（サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者である必要があります）。</p> <p>但し、基礎研修修了者の配置については、経過措置として令和7年3月31日まで以下の要件をいずれも満たすことで加算を算定できます。</p> <p>(7) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。</p> <p>(イ) (7)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。</p>
202	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算（Ⅱ）において、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人までの個別支援を評価するものであり、基礎研修修了者は施設入所支援の従事者として4時間程度は従事することとされていたが、制度改正に伴い算定要件から削除された。重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）の該当者全員が、加算を算定できることになるのか。算定対象人数をどのように考えればいいのか。	<p>重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）は、算定要件に必要な人員配置した体制の上で、下記の利用者に強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に算定が可能です</p> <p>(Ⅱ) 障害支援区分6かつ行動関連項目合計点数が10点以上の者</p> <p>(Ⅲ) 障害支援区分4以上かつ行動関連項目合計点数が10点以上の者</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
204	施設入所支援	届出に関する質問	地域移促進加算（Ⅱ）は 加算届様式（第5号別紙1）に記載がないため、加算の算定に届出は不要か。 障害者支援施設等感染対策向上体制加算について、医療機関に確認したが未だ第二種協定指定医療機関になっていないとの事であった。この場合でも4月から加算の取得は可能か。	「地域移行促進加算Ⅱ」については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることが必要です。届出については様式第5号別紙1で「地域生活支援拠点等」を選び、加算届別紙66及びその他必要書類とともにを本市へ届出をしてください。 障害者支援施設等感染対策向上加算の算定には、第二種協定指定医療機関との連携が必要です。 第二種協定指定医療機関は、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結を令和6年4月から9月末までに行うこととなっており、都道府県において、協定締結した医療機関を公表することになっています。協定を締結した医療機関を確認後、加算の届出をしてください。
223	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	生活介護サービス費に8時間以上9時間未満という報酬区分があるが、施設入所支援併設の生活介護でも算定は可能か。	障害者支援施設が昼間実施サービスとして行う生活介護において、施設入所者については、8時間以上、9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。なお、生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができます。
224	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	施設入所支援で、重度障害者支援加算Ⅰを算定する場合、これまで通り施設入所支援に必要な最低配置基準と別に常勤換算で1以上配置しなければならないのか。 また、施設入所支援で夜勤職員配置体制加算を算定する場合、夜勤職員の配置に加えて、重度支援体制加算Ⅰの算定に必要な人員を配置する必要があるのか。	重度障害者支援加算Ⅰは、これまでの同様に基準の人員配置に加え常勤換算方法で1人以上の従業者の配置が必要です。 夜勤職員職員配置体制加算と重度障害者支援加算Ⅰの算定に必要な加配人員が、重複しても差支えありません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
361	施設入所支援	報酬の算定要件に関する質問	施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）は、有資格者が20%以上の場合、算定できると変更となったが、20%以上配置している場合、1日あたりで、算定（請求）できる人数は、重度障害者支援加算の対象者全員か、それとも従来通り、一人の有資格者あたり5名が上限か、いずれで請求すればよいか。	<p>重度障害者支援加算（Ⅱ）については、下記の①から③までのいずれの要件も満たす障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、個別の支援を行った場合に算定が可能です（有資格者1人あたり5名が上限ではありません）。</p> <p>算定要件① 支援施設人員基準に規定する員数及び人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が10点以上以上である利用者の支援のために必要と認められる数の員数を加配していること。</p> <p>② 支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>③ 支援施設等に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であること。</p>
56	自立訓練（機能訓練）	報酬の算定要件に関する質問	この度の報酬改定に伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）」に当センターが該当することに伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）」に関する届出書の届出が必要であると認識をしている。神戸市HPによれば4月上旬掲載と記載があったが、届出について厚生労働省HPに記載のある https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」事務連絡の（加算の届出様式）上から8番目にある「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」様式を厚労省HPから直接ダウンロードして記載後提出してよいか。また、「体制等状況一覧表」も様式が修正されているので、併せて厚労省HPからダウンロードして記載して提出してよいか。当センターは、同加算の対象（41単位）となっており、報酬改定に伴って上述加算（Ⅰ）の対象となっているという認識である。厚労省Q&Aによれば、「4月の当月中に提出すれば4月1日に遡って適用する」との回答があった。同加算等に関する届出は、通常は4/15までの貴市まで届出というルールとの認識だが、今回のみ4月末までの届出で4月中の利用分から算定できて、5月時に同加算改定を反映した形で請求が可能か。	<p>届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。ホームページに掲載のとおり、4月16日以降に受け付けたものは5月に請求できず6月の請求となります。</p> <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html</p>
82	就労移行支援（一般型）	報酬の算定要件に関する質問	地域連携会議実施加算について 地域の就労支援機関等と連携して専門的な見地からの意見を求め、就労以降支援計画等の作成・変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に算定が可能であるが、この等には医療機関や相談支援事業所や大学等の教育機関も含まれるのか。	<p>利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、地域の就労支援機関等にケース検討会議に参加していただくことにより、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくことが期待されます。</p> <p>そのため、地域の就労支援機関等としては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、他の就労移行支援事業所、特定相談支援事業所、利用者の通院先の医療機関、当該利用者の支給決定を行っている市町村、障害者雇用を進める企業、その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等が考えられます。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
83	就労移行支援 （一般型）	報酬の算定要件に関する質問	施設外支援に関する事務処理の簡素化について ・トライアル雇用での施設外支援の場合、これまでは毎週個別支援計画を立てていたが、それが1か月毎でよいと理解してよいか。 ・一般就労への移行が認められる場合に報酬を算定すると記載されているが、認められない場合とはどんな場合か？認められる場合とは結果論なので、結果がでたらまとめて算定するということになるのか。	施設外支援の場合、今回の報酬改定において個別支援計画の内容についての見直しが1か月ごとでよくなったが、障害者トライアル雇用が施設外支援となるためには、その要件の1つとして個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことが必要です。 また、当該支援により就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に繋がるものが個別支援計画に位置付けられている場合には算定が可能です。
415	就労移行支援 （一般型）	報酬の算定要件に関する質問	質問No. 82にある地域連携会議実施加算に大学等の教育機関も含まれるのか。出身大学（在学中も含め）の学生支援室の方とかは対象となるのか。また、ケース会議の出席機関は1機関だけでも加算対象となるのか。	地域連携会議実施加算は、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組を評価するものであることから、教育機関が、単なる利用者の出身大学ではなく、地域の就労支援に関するノウハウや専門性を有している機関であれば、加算を算定することが可能です。 また、ケース会議の出席者数は、多角的な視点による専門的な見地からの助言が受けられるよう複数名の就労支援機関等からの参加者が必要です。
416	就労移行支援 （一般型）	報酬の算定要件に関する質問	施設外支援の場合、今回の報酬改定において個別支援計画の内容についての見直しが1か月ごとでよくなったが、障害者トライアル雇用が施設外支援となるためには、その要件の1つとして個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことが必要ある（質問No. 83の回答より）とのことだが、トライアル雇用時の施設外支援の時は1週間ごとに計画・モニタリングをすることか	お見込みのとおりです。
24	就労継続支援 （A型）	届出に関する質問	就労継続支援A型事業所におけるスコア表が更新されていないが、いつ更新されるのか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kas antodoke.html

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
76	就労継続支援（A型）	処遇改善加算に関する質問	現在、事業所の体制届の作成を行っており、6月開始の(新)処遇改善加算の算定に關します体制届(加算届)(以下:体制届)の提出について質問をしたい。現在の処遇改善加算の算定は○処遇改善加算Ⅰ ○ベースアップ加算 の2つの加算を取得している。本年4月～5も上記の見込み。本年6月からは、新制度移行にて○新制度の処遇改善加算Ⅲ を取得の見込み。そこで、上記を前提として体制届について、①体制届は4月体制分と6月体制分と両方の提出が必要か。②6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(新)処遇改善加算の取り扱いとしては、「新規」もしくは「変更」のどちらの取り扱いか? ③6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(旧)処遇改善加算の取り扱いとしては、「終了」の取り扱いか。④(新)処遇改善加算の取り扱いが「新規」、(旧)処遇改善加算の取り扱いが「終了」なら、6月体制分の体制届の様式第5号の特記事項欄は 変更前(旧)処遇改善加算Ⅰ 有(旧)ベースアップ加算 有(新)処遇改善加算Ⅲ 無 変更後(旧)処遇改善加算Ⅰ 終了(旧)ベースアップ加算 終了(新)処遇改善加算Ⅲ 有 と記載するのか。⑤体制届は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。⑥処遇改善計画書は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。	①⑤継続の場合は体制届は不要ですが、新規・区分変更の場合は必要です。継続の場合はE-kobeを、新規・区分変更は体制届と計画書を監査指導部に郵送・持参してください。 ②③④新加算への移行は旧加算からの変更扱いです。 計画書は4,5月分と6月から翌3月のものを作成してください。
1	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	短時間利用減算について、算定利用時間とは、来所から退所まで（休憩時間を含む時間）でよいか。 例えば、10時から14時までの利用者が昼休憩を1時間とった場合、工賃が発生しているのは3時間となるが、この場合この方は4時間未満の利用者に含まれるのか。	利用開始時間から利用終了時間で算定してください。 なお、当該減算は【「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系】の基本報酬を算定している事業所のみが対象です。
2	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	従来は工賃総額を支払い対象者数で除していたが、2024年度の基本報酬を届出の平均工賃月額を新方式で算出すればよいか。	2024年度の基本報酬区分の平均工賃月額を算定する際は、報酬改定後の算定方法（2023年度の年間工賃支払総額÷2023年度の平均利用者数）で算定してください。
3	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	2024年4月にサービス費を請求する際（3月の通所実績に対する請求）、見直された新しい基本報酬で請求してもよいか。	2024年3月のサービス提供分の報酬請求は、請求日が2024年度であっても、2023年度の基本報酬で請求してください。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
20	就労継続支援（B型）	その他	就労選択支援に関して、実施主体になる為にはどのように申請を行えばよいか。また、就労選択支援員の要件である就労選択支援員養成研修の修了に関して、経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなすとあるが、基礎的研修とはどのようなものでどのように受講するものか。また、基礎的研修と同等以上の研修の修了者とは具体的にどのようなことを指すのか。	研修など就労選択支援の詳細については、現段階で国から通知がありませんので回答できません。
21	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）を算定する就労継続B型事業所において、新たに、利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に短時間利用減算が適用されることになるが、やむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外できる。やむを得ない理由とは具体的にはどんな理由か。また、そのやむを得ない理由について、どのように申請が必要か。	「短時間利用となるやむを得ない理由」がある利用者とは、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因する理由によりやむを得ず5時間未満の利用になってしまう利用者や、遠方からの利用者でやむを得ず送迎に長時間を要する利用者等であり、この利用者は、減算の算定対象となる利用者数の割合の算定から除外できます。 手続きについては、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けることが必要です。
22	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）を算定する就労継続B型事業所において、新たに、利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に短時間利用減算が適用されることになるが、どういう計算方法で求められるのか。	以下の方法により算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用することになります。 ①各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。 ②当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。 算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。（算出例）個々の利用者の前月の合計利用時間数と前月の合計利用日数から前月の平均利用時間を算出し、平均利用時間が4時間未満の利用者の延べ人数と事業所の利用者の延べ人数による算出
28	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	食事提供体制加算の算定に当たり、下記の要件を満たす必要があるということでしょうか。 ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	お見込みのとおりです。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
61	就労継続支援（B型）	処遇改善加算に関する質問	これまでの処遇改善加算ではサービス管理責任者を対象としない場合もあった。しかし、新しい処遇改善加算ではサービス管理責任者も対象としてよいか。厚労省の通知（障発0326第4号令和6年3月26日）3ページを参照。	サービス管理責任者は処遇改善加算ではなく特定書風改善加算の対象です。3頁は特定処遇改善加算の配分比率の話を書き入れたものであり、処遇改善加算の対象の福祉・介護職員については4頁記載のとおりです。
66	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	留意事項通知303に記載されている内容に不備があるのではないかと日本語的におかしいように感じる。厚生労働省に疑義照会いただきたい。 詳細は添付資料1ページ目の通り	ご指摘の「⑩目標工賃達成加算の取扱いについて」は、令和6年4月4日発事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」により、訂正されていますので、ご確認願います。
67	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	当事業所で検討中の訪問支援特別加算と地域協働加算について、届け出の様式と条件についてどこに詳しく掲載しているか。	届出の様式はこちらでご確認ください。同頁に厚生労働省のリンクがあるので要件の詳細はそちらの通知をご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
70	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	人員配置区分を「7.5:1」から「6:1」に変更するために提出しなければいけない確認書類は「勤務形態一覧表」のみでよいか？こちらはファックスで送っていいか？郵送のみか？	加算届・別紙1・参考様式1を郵送で提出してください。
74	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	HPは見たがまだ見当たらないので、15日までに提出する書式はまだ公開されていないという認識でよいか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
94	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	R6年3月まで就労継続支援B型（I）（7.5:1）を算定していた場合、新たな人員配置6:1を満たした上で就労継続支援B型（I）（6:1）を算定する場合、変更届は必要か。	加算届を提出しなければ、7.5:1の区分で扱います。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
117	就労継続支援（B型）	その他	2023年度の平均工賃月額算定は、新算定式で算出するのか、以前の算定式で算出するのかどちらかを教えていただきたい。	令和6年度の報酬改定で就労継続支援B型については、平均工賃の水準に応じた基本報酬体系の見直しや平均工賃月額算定の算定方法の見直しなどが行われましたので、神戸市ホームページに掲載の新しい届出様式を使用して新しい平均工賃月額の算定方法により届出を提出して下さい。 神戸市HP https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
125	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	目標工賃達成加算の前々年度の平均工賃は兵庫県に提出をしている金額なのか。もしくはR6年度の算定方式での計算のやり直しになるのか。	前年度及び前々年度については、特別な事情がない限り、県に報告した資料と齟齬のないように記載してください。
132	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	食事提供体制加算の要件が変更となり「管理栄養士又は栄養士が献立作成に関すること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること」が算定要件に加わった。外部委託の場合、どの程度の関与や確認があれば要件を満たすものか。	食事提供体制加算の算定に当たり、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっている必要があります。献立の確認については、献立の作成時から関与することが望ましいですが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合でも差支えありません。
142	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	就労継続支援B型事業所で看護師に来て頂く際に事前の届け出は必要か。様式5の別紙1に医療連携の項目がないが、神戸市へ届出の提出が必要ならばどのような書類が必要か。また、医療連携ではどのような記録や対応が必要か。	就労継続支援B型事業所における医療連携体制加算は、当該利用者のみでの加算で体制による加算でないため、様式5号の届出は不要です。看護の提供においては、あらかじめ医療機関等と委託契約を締結し、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等個別支援計画等に記載してください。また、当該利用者の看護の提供状況等を記録するとともに、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告し、その記録を事業所に保管してください。
151	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、加配される従業者の資格要件にある意思疎通に関し専門性を有する職員について、手話通訳等に「失語症者向け意思疎通支援者」「言語聴覚士」は含まれるか。	手話通訳等に「言語聴覚士」は含まれますが、「失語症者向け意思疎通支援者」は含まれません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
152	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、該当利用者は「身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障がある言語機能障害を有する者」とあるが、身体障害者等級が1級で、障害者名にある言語機能が4級の場合は該当するか。	該当しない。 身体障害者手帳の障害名が言語機能障害3級の場合に該当する。
153	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、該当利用者は「身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障がある言語機能障害を有する者」とあるが、障害者名には言語機能喪失の記載はないが、主治医の意見書や介護認定の調査票には失語症と明記されているものは該当するか。	該当しない。 身体障害者手帳の障害名が言語機能障害3級の場合に該当する。
154	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、身体障害者手帳はなく精神障害者手帳保持者で、主治医の意見書に失語症と明記されているものは該当するか。	該当しない。 身体障害者手帳の障害名が言語機能障害3級の場合に該当する。
156	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件について、該当する利用者の判断はどのようにするのか。	加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認してください。 ・障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 ・精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ・その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）
157	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件について、加配される従業者は地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修を受けた者しか認められないのか。	お見込みのとおりです。
158	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とはどのようなものか。	地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであることとなっております。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
184	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	食事提供体制加算の算定に当たり、栄養士は、同じ法人内の別事業所との非常勤兼務で配置してもよいか。また、栄養士の勤務日数・時間に決まりはあるのか（必要に応じての配置でよいのか）。利用者への食事提供に係る食材と利用者の就労支援で喫茶店営業に係る食材を就労会計でまとめて購入し、原材料分の利用者負担額は一旦施設会計に計上し、後から1ヶ月分まとめて食事提供に係る分を按分して就労会計に移して計上して問題ないか。	食事提供体制加算については、管理栄養士等が献立作成に関わるか栄養面の確認を行うことが必要となります。 その配置については、非常勤での配置が認められており、その配置の頻度等については特段の定めがなく、事業所ごとに必要性に応じて判断すればよいと解されます。 また、食材料費については、食事提供に係る食材（福祉事業活動会計）と就労支援で喫茶店営業に係る食材（生産活動会計）の収入・費用が会計処理上が明確に区分されていればよいと解されます。
212	就労継続支援（B型）	その他	「社会生活支援特別加算」について 資格者を有する者えを事業所に訪問させる場合はどれくらいの時間の訪問を確保すればよい？	当該加算の加算要件となる人員配置は、加算対象者受入れに対して適切な支援を行うため、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心として連携体制により対象者に対して適切な支援が可能であることとされています。また、算定要件として支援内容が定められています。特に時間の指定はありませんが、算定要件の支援内容ができる必要な時間を確保してください。
221	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算は、令和5年度以前から算定していた場合において、令和6年4月以降も一定期間令和5年度までの算定要件で認めるという経過措置はないのか。	令和6年度の制度改正により、目標工賃達成指導員配置加算は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定する就労継続支援B型（従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上配置）において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を5で除して得た数以上である場合に、算定できます。目標工賃達成指導員配置加算については、経過措置はありません。
230	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	短時間利用減算に関して、その計算から除外できるのはどのような場合か。 また、除外に該当するか不明な場合は、利用者の状況を説明して、受給者証発行の自治体に確認する必要があるか？	短時間利用者の割合の算定から除くことができるやむを得ない理由は、生活介護における取扱いと同様となります。 具体的には、①障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどによる場合 ②遠方からの利用で、送迎時間に長時間を要する場合 ③運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設け、土曜日やイベントの日等、特例的に短時間の開所をしている場合等が挙げられます。 なお、これらのやむを得ない理由については、利用者やその家族の意向が十分に勘案されたうえで、サービス等利用計画等に位置づけられていることが前提です。 やむを得ない理由に該当するかについて自治体への確認は必要ありませんが、事業所における判断理由については、記録をお願いします。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
253	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	令和6年度Q&A（4月5日）VOL.2 p10 4就労系サービス（2）就労継続支援B型の内容について 平均工賃月額算定方法において、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として教えないと記載あるが、これは「工賃算定方法」のみの考えか。それとも、サービス提供実施日としても数えることができないのか。	工賃算定に係る開所日数については、お見込みのとおりです。サービス提供実施日とは就労継続支援B型計画に基づき利用者又はその家族の同意を得た上で支援が提供される日であり、レクリエーションや行事が就労継続支援の訓練と整合性があり、支援の一環と位置付けられていれば、その支援内容の記録を残し、サービス提供実績記録票への記載した上で、サービス提供実施日とすることが可能です。
316	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	クックフリーズによる食事提供を検討中ですが、加算を算定後、定期あるいは不定期に報告もしくは記録の保存が必要な事項があるか。 利用者の体重、身長、その他計測と毎日おかずとご飯の摂取量の記録などの記録は必要か。	食事提供体制加算は、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に加算を算定できます。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。 ②利用者ごとの摂食量を記録していること（目視や自己申告等による方法も可能だが、できるだけ正確な記録が残ること） ③原則として、利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録すること。 また、クックフリーズは冷凍（マイナス18℃以下）により運搬、保管が必要であるため、保管温度等が分かる記録が必要です。
322	就労継続支援（B型）	人員基準に関する質問	今回の報酬改定で、目標工賃達成指導員配置加算の算定にあたっては、基準人員（6：1）をクリアしつつ、常勤換算で1名の目標工賃達成指導員を配置し、なおかつ、全体で人員配置（5：1）をクリアする必要がある。 施設外就労で配置が必要な人員配置は、5：1と6：1どちらか。	目標工賃達成指導員配置加算の算定は、就労継続支援B型サービス費（I）及び（IV）を算定している指定就労継続支援B型事業所が算定が可能です。 施設外就労は、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算）の職員配置が必要であり、就労継続支援B型サービス費（I）及び（IV）算定している事業所は、人員配置区分は6：1となります。
324	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	食事提供体制加算の算定要件に管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）または、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士（栄養士）が栄養面について確認した献立であることが追加されました。食事提供を外部の弁当会社に委託していますが、契約書に管理栄養士または栄養士について記載されていませんが、委託会社のHPには管理栄養士が献立を作成していると記載があります。新たに管理栄養士または栄養士の記載がある契約書の再締結や、申立書の作成などは必要でしょうか。	今回の報酬改定により、食事提供業務を外部業者に委託し食事提供体制加算を算定する場合には、委託先において管理栄養士等が献立の作成や確認に関わっていることが要件となっています。したがって、委託先の業務履行を担保するとともに、当該加算の算定要件を満たしていることを明確にするため、管理栄養士等の業務について規定した契約を締結することが適当だと思われます。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
329	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	短時間減算ですが、送迎・休憩は対象にならないとありますが 昼休憩も対象にならないのでしょうか？ またやむを得ない事由の対象、事由を個別支援計画のどこにどう形で残しておけばいいのかが明確に教えてください。	No. 1 で回答したとおり、利用開始時間から利用終了時間（昼休憩を含む）で算定して下さい。なお、利用時間には、送迎のみを実施する時間は含まれないものとされています。 また、やむを得ない理由がある利用者については、No. 21 の回答をご参照下さい。 なお、やむを得ない理由については、利用者の意向等が十分に勘案された上で、個別支援計画の総合的な支援方針の欄等に真にやむを得ない事由があることが明確に分かるよう位置付けを行って下さい。
337	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	食事提供加算の算定要件として「管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること」となっているが、①「確認」とは具体的にどのような範囲を指すか。②確認してもらったことについては確認、記録などをどの程度行えばよいか。	①管理栄養士又は栄養士には、献立の内容が、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事であり、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであるか、確認してもらう必要があります（基準省令第87条及び解釈通知第五の3(5)参照）。 ②管理栄養士又は栄養士による献立の確認（記録）は、例えば、献立会議に管理栄養士又は栄養士が出席して協議した結果を示す議事録や管理栄養士又は栄養士の献立を確認した結果報告書などの記録を作成・保管してください。
341	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	目標工賃達成加算を算定するには、前前年度からの平均工賃額が必要となり、今年度分は令和4年度、令和5年度の平均工賃額は必要になるが、それぞれの年度の平均工賃額の計算は旧計算式となるのか新計算式となるのか。	令和4年度分については既に報告いただいている旧計算式で計算した平均工賃額に、令和5年度分については新計算式により計算した平均工賃額となります。
342	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	令和6年2月に開業し、平均工賃月額が経過措置対象となっている事業所において、職員が増えて、サービス費区分を(7.5:1)から(6:1)の区分に変更する場合、平均工賃月額が経過措置対象の場合でも、一日におけるサービス費の単位数は変わりませんか。	年度途中で指定された事業所については、原則として、初年度及び2年度目の1年間、平均工賃月額が1万円未満（経過措置）の場合であるとみなし、基本報酬を算定しますが、支援の提供を開始してから6か月経過した月から当該年度末までは、届出を行えば支援を開始してからの6か月間の平均工賃月額に応じ、基本報酬の算定ができます。 したがって、ご質問のケースでは、令和6年8月から令和6年2月～7月（6か月間）の平均工賃月額に応じた基本報酬の算定を行うこともできます。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
214	就労定着支援	その他	支援体制構築未実施減算について、厚生労働省の報酬改定の概要には「要支援者」との表現があるが、何をもちいて要支援者と判断されるのか。 また、どのような状態であれば、体制を構築しないと判断され、減算が適用されるのか。	<p>要支援者とは、支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（要継続支援利用者）のことをいいます。要継続支援利用者は、支援を行っていく中で判断していくこととなります（利用者本人の状況、雇用先企業及び連携先の関係機関等の助言を十分踏まえてください）。</p> <p>支援体制構築未実施減算は、要継続支援利用者に係る適切な引継ぎのための以下の措置を1つも講じていない場合に減算となります。</p> <p>イ 要継続支援利用者の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び関係機関等との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。</p> <p>ロ 就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を個別支援計画、支援レポート等により共有していること。</p> <p>ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。</p>
266	就労定着支援	報酬の算定要件に関する質問	就労定着支援の定着支援連携促進加算は地域連携会議実施加算に改正されたが、例えば、総合リハビリテーションセンターが兵庫県から受託しているひょうごジョブコーチと連携した場合、この加算の取得は可能か。	<p>次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催した場合に算定が可能です。下記に該当するかで判断ください。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体</p> <p>このうち、ひょうごジョブコーチは（ケ）に該当すると思われます。</p>
48	重度訪問介護	届出に関する質問	令和6年4月より重度訪問介護事業の特定事業所加算を取り下げる（体制要件⑦を満たせない為）申請について。特定事業所加算の終了をチェックし、添付書類は取り下げにつき不要の認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
4	生活介護	その他	サービス提供時間が9時～16時（7時間）の場合、7時間以上8時間未満の提供時間として算定して問題ないか。	<p>サービス提供による報酬は、現に要したサービス提供時間ではなく、生活介護計画（個別支援計画）に位置付けられた生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定してください。</p> <p>なお、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
13	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>①サービス提供時間については、個別支援計画に記載する支援の標準的な時間が不明瞭でどのように算出するのか。利用実績がある方は昨年度の平均利用時間なのか、目標や相談の上の設定するのか。</p> <p>②昨年度からの利用者の現在個別支援計画にサービス提供に係る標準時間は記載していない項目ですので、いつまでに訂正が必要なのか。通常の見直しや更新時期にあわせて良いのか、4月中にしないといけないのか、その場合、4月分の請求時は実利用時間となるのか。</p> <p>③前年度の平均利用者数を算出する場合、実利用時間にて0.5や0.75、1.0人と判断して算出して良いのか。</p> <p>④実利用時間と個別支援計画に記載している時間が異なっていれば個別支援計画を見直すようにとも記載がある、どの程度異なると問題になるのか。</p> <p>⑤4/15締切となっているが、まとめて今後の請求も前年度の平均利用者数算出も実利用時間で算出して良いか（配慮や送迎時間などは両方含ない）。</p>	<p>①生活介護サービス費の所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、事業所において作成した生活介護計画に基づいて行われるべきサービス提供のための標準的な時間に基づき算定してください。</p> <p>②生活介護計画の見直しや更新時期に併せて標準時間を記載してください。令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。</p> <p>③例えば、以下のとおり計算してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績） ・ Bさんのサービス提供時間 → 平均7時間（聞き取りによる見込み） ・ Cさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績+配慮事項を勘案） <p>→ 2人×0.75+1人×1=2.5人</p> <p>④生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合に、生活介護計画を見直してください。</p> <p>⑤報酬請求に係る所用時間は、上記②のとおり令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。前年度の平均利用者数は、上記③のとおり計算してください。</p>
39	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>生活介護サービス費は障害者支援区分とサービス提供時間で単位数が異なるが、医師の診断や計画相談上、やむを得ない理由により短時間(1時間程)しか事業所で過ごせない場合であっても3時間未満の単位数になるのか。それとも、医師の診断書等がある場合は、7時間以上8時間未満の単位数になるのか。</p>	<p>短時間（1時間程度）の利用者を、7時間以上8時間未満の単位数で算定することはできません。生活介護サービス費は、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものです。医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であつて、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提です。</p>
46	生活介護	処遇改善加算に関する質問	<p>同法人で生活介護事業と就労継続支援B型事業を運営している。4月からB型事業所の人員配置及び工賃区分を変更予定であるが、今回の処遇改善加算申請にあたっては、いずれか先に申請するほうがよいか。</p>	<p>処遇改善加算の届出とその他の加算届は、いずれを先に提出しても構いません。届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。</p> <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.htm</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
84	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	留意事項通知の改正によって、重度障害者支援加算Ⅱの算定に係る従業員の研修修了者の配置のうち、行動援護従事者養成研修修了者が削除されているが、経過措置などはあるのか。	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成18年度厚労省告示第538号別表第8に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものです。
85	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算Ⅱの算定に当たって、生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者は、週に1回以上の観察し、3か月に1回程度の頻度で支援計画当を見直すこととされているが、実践研修修了者は、基礎研修修了者の数を兼ねることができるのか。	配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算方法でなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしています。実践研修修了者が生活支援員として配置されているのであれば、員数に加えることは可能です。
86	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲの算定に当たって、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配することが、必要であるが、この加配基準は事業所判断なのか。	前提として、常勤換算方法で、指定福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を越える人員が配置されていることが必要であり、それに加えて必要と認められる数の人員は、当該利用者の支援内容に必要と認められる数の人員を事業所の判断で加配してください。
87	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算ⅡとⅢは、一事業所内で、AさんはⅡ、BさんはⅢといった利用者さん個人によって算定を変えることは可能か。それとも一事業所として、ⅡかⅢのどちらかしか選択することはできないのか。	重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲについては、一事業所内で個人によって算定を変えることは可能です。ただし、重度障害者支援加算Ⅲの対象者に重度障害者支援加算Ⅱを算定することはできません。
89	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	・入所施設の生活介護（日中）において、9時からサービス提供を行っており、日中出勤帯の職員により17時以降も入浴支援を行っている場合、9時00分～17時00分の8時間以上9時間未満で報酬算定しても問題ないか。	指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。 なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができます。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
90	生活介護	人員基準に関する質問	平均利用者数の算出について10時～16時までの利用の算出は一人当たり0.75人の解釈でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算します。
93	生活介護	届出に関する質問	福祉専門職員等加算（Ⅰ）と（Ⅲ）を同時に算定する場合、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」以外、何か届けは必要か。	体制状況一覧表に記載されている別紙と、その別紙に記入してある必要書類を添付して、加算届を提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
101	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	人員配置体制加算は、報酬改正により新たに新設された加算区分がありますが、以前は区分5,6の総数を要件としていましたが、制度改正により区分5,6の要件はなくなり、事業所利用している全利用者の総数（延べ実数）を基準として、常勤換算で必要な従業員を配置すれば算定することができるのか。	人員配置体制加算については、今回の報酬改定により加算区分が（Ⅰ）～（Ⅳ）の4区分となりました。 そのうち、（Ⅰ）～（Ⅱ）については、支援区分5若しくは6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、利用者数の100分の60以上、（Ⅲ）は、支援区分5若しくは6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が100分の50以上であることが要件となっております。 （Ⅳ）は、利用者に占める障害者支援区分の割合について、算定要件に含まれていません。
103	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重心の利用者等への配慮として個別支援計画に基づく標準的な支援時間に基づくところがあるが、個別支援計画に利用者各人の利用時間を記入する欄を設ければよいのか。また、利用時間が短くなる理由等も必要なのか。	厚生労働省のHPに掲載されている生活介護における個別支援計画書参考様式には、支援の標準的な提供時間等を記載する欄が設けられています。参考様式（記載例）を参考に、記入欄を設けてください。 <厚生労働省HPのURL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html 重症心身障害者等で障害者特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、標準的な提供時間に配慮が必要な時間（日々のサービス利用前の受け入れのための準備時間等）を加えることができます。この時間については、支援の標準的な提供時間等を記載する欄に記載してください。 なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討し、記録を残しておいてください。また、サービス等利用計画等に位置づけられていることが必要です。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
140	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定とありますが、①入院又は退院した場合、どこまでの時間算定になりますか。職員が病院を出た時間、職員が病院に入った時間、それともその日は、1日分になるのか、1回帰ってきてから、もう一度病院に行った時はどなるのか②入院中の外泊も同様に、どこまでの時間算定になるのか。③生活介護の中で、途中、外出した場合は、どのような算定となるのか 標準的な時間で算定がいつもは9時半から17時半までだが、その日だけの途中外出の時はどうなるのか。④8時間以上9時間未満の場合、ちょうど8時間の時は、8時間未満の計算になるのか、以上になるのか。 宜しく願います。	①及び②については、日額の診療報酬の請求が発生するため1名の利用者について報酬が重複することとなり、請求はできません。 ③については、現に要した時間により算定するのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定してください（この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含みません）。 また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定が可能です（やむを得ない事情については、記録を残すようにしてください）。 もし、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。 ④については、標準的な支援時間がちょうど8時間の場合は、8時間以上9時間未満の報酬区分を算定してください。なお、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません（指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に応じて報酬を算定が可能です）。
159	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件について、加配される従業者の資格要件にある意思疎通に関し専門性を有する職員について、手話通訳等に「失語症者向け意思疎通支援者」は含まれるか。	失語症者向け意思疎通支援者は含まれません。
167	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	入浴支援加算は、「医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する」とされているが、対象はどのような障害者か。	入浴支援加算は、医療的ケア判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重症心身障害者（療育手帳A及び身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級を所持している者）に対して入浴に係る支援を提供した場合に算定が可能です。手帳や判定スコア表により該当するかをご確認ください。
168	生活介護	運営基準に関する質問	一人の利用者の家族からの申し送りの話が長引いたり、利用者のパニック等で家から出てこれず支援に入ったりしたことに伴い、一緒に送迎した他の利用者も個別支援計画の算定時間より到着が遅れた場合、他の利用者も減算となるのか。また、利用者が通院等で遅れて来所されたり、通院や体調不良の為に早退された際の算定時間はどのように扱えばよいか。	生活介護サービス提供実績記録票には、従来どおり実際のサービス開始時間及び終了時間を記載するとともに、報酬の算定時間数記載してください（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、新たに国の標準サービス提供実績記録票様式には「算定時間数」欄があります）。 また、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えありません（やむを得ない事情については記録を残すようにしてください）。 なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
193	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	基本報酬の標準的なサービス提供時間について、「医療的ケアスコア該当、重症心身障害者、行動関連項目合計点数10点以上、盲ろう者等が、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間にならざるを得ない利用者の場合に、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」とあるが、その中の「盲ろう者等」の「等」に該当する利用者とは、どのような状態の者を指すのか。	重度障害者（障害者支援区分5～6に該当）等も、やむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、障害特性等により受け入れの準備やサービス提供後の申し送り等で時間を要する利用者の場合は、その要する時間を1日2時間以内であれば、サービス提供時間として差支えない。
195	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	通院等で、早退や遅行する場合は通常の提供時間を算定できるのか	今回の報酬改定で定められた生活介護における所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるものではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護を行うための標準的な時間に基づき算定されるものであるとされています。 なお、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないとされていますが、やむを得ない事情等の記録の作成・保管がなければ認められませんので、ご注意ください。また、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討することとされています。
201	生活介護	運営基準に関する質問	サービス利用実績記録票が令和6年度より変更となり、利用者確認印となっていたものが利用者確認欄となっているので、押印を求めず☑だけでもよろしいか。	サービス提供実績記録票などの利用者確認欄については、実際に利用者が確認したということがわかるよう、利用者による署名を求める、自署が困難な場合は、利用者の押印を求めてください。
213	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	報酬改定により時間毎の報酬区分ができ、厚労省のQ&A VOL1 12ページには「営業時間を土曜日など平日より短時間としている場合、サービスを提供した時間で算定すること」とあります。 運営規程で定める営業時間が平日7時間、土曜日4時間で、土曜日は開所時間減算が適用となる状況で、利用者Aの利用時間を平日も含めて6～7時間としていた場合に、土曜日は開所時間減算となるのかそれとも4～5時間の報酬を算定するのか。	現にサービスを提供した時間（4～5時間の区分）で、報酬算定を行ってください。 なお、共生型、基準該当生活介護サービス費を算定する事業所は、運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合、開所時間減算が適用されます。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
215	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	個別支援計画のサービス提供時間とは実際の施設内でのサービス提供時間のことをいうのか。	個別支援計画には、支援の標準的なサービス提供時間（曜日、頻度、時間）を記入してください。
216	生活介護	運営基準に関する質問	個別支援計画にサービス提供時間の記載が必要か	個別支援計画には、支援の標準的なサービス提供時間（曜日、頻度、時間）を記入する必要があります。送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合は、サービス提供時間に加え、送迎にかかる時間や、障害特性に係る配慮の時間等も記入してください。
227	生活介護	運営基準に関する質問	生活介護において、報酬改定により基本報酬は、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に設定されることが明記された。医療的ケアが必要な者や障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への一定の配慮を設けることとされているが、どのような状況の利用者が対象となるのか。例えば、医療的ケアが必要な利用者の送迎には、必ず看護師が添乗しています。事業所としては、6時間以上7時間未満のサービスを提供したいと考えていますが、自宅への到着時間を考慮すると、事業所を出発する時間が自ずと早くなってしまい、6時間以上7時間未満のサービス提供が難しくなる。このような状況は、配慮の対象（6時間未満であっても6時間以上と算定してもよい）となるのか。	基本報酬算定の所要時間には、原則として、送迎に要する時間は含まないこととなっています。ただし、障害特性により、送迎や受け入れの準備等に時間を要する場合は、それに要する時間を標準的なサービス提供時間として加えることが可能です。 また、短時間利用にならざるを得ない場合など生活介護に関する配慮規程として、次の事例が定められています。 ①利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。 ②医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。 ③送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。
243	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護を行うのに要する標準的な時間には個別支援計画作成時に記載した「サービス提供時間」や「送迎にかかる時間」の合計時間から所定単位数を算定すれば良いのでしょうか。開所時間前後に送迎を行っており（開所時間：9時半から16時）実際には開所時間プラス送迎時間になっています。個別支援計画の合計時間で算定する場合だと算定単位数が変わるのでご教示いただきたい。（6時間から7時間未満→7時間から8時間未満へ）	この度の報酬改定で設けられた「所要時間による区分」については、現に要した時間により算定するのではなく、生活介護計画に位置付けられた内容の生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定することとされています。 また、この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まれないものとされています。なお、例外として、利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるなどとされています。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
247	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	昨年までは重度障害者支援加算Ⅱを算定するには、実践研修修了者一人あたり5人まで、かつ1日につき4時間以上は重度障害者支援に従事する必要があったが、2024年4月以降は上記要件は無しになり、生活支援員のうち基礎研修修了者が20%以上勤務していれば算定可能なのか。	今回の制度改定により、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する基準人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることに加え、配置20%以上の強度行動障害者支援者養成講座（基礎研修）修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害者支援者養成研修(実践研修)修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に算定が可能です（サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者である必要があります）。 但し、基礎研修修了者の配置については、経過措置として令和7年3月31日まで以下の要件をいずれも満たすことで加算を算定できます。 (ア) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。 (イ) (ア)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できる こととし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。
259	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	常勤看護職員配置等加算は、常勤換算法で算定した看護職員の数で算定するが、該当月の常勤換算の数に乗じるのか。それとも届出した数に乗じるのか。また、入職や退職等で増減があった場合は都度提出が必要なのか	届出した数を乗じます。 なお、常勤換算法で算出した看護職員の数が変更となった場合には、加算届(別紙27)の提出をお願いします。
265	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	多機能型20名(生活介護 8名・就労B 12名)で事業運営をしていますが、生活介護の基本報酬の利用者数の区分を「20名」で考えるのか、「8名」で考えた方が良いのか教えてください。	多機能型事業所については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービスの利用定員合計数を利用定員とした場合の報酬で算定してください。
295	生活介護	その他	今回の改定で、生活介護の従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する(5時間以上7時間未満は0.75人、5時間未満は0.5人) ことになったが定員にも関係するのか。	前年度の平均利用者数の算出は、報酬改定によりサービス提供時間ごとに基本報酬を設定することになったため改正されました。定員の考え方に関係はありません。
296	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援Ⅱの加算を申請する時、人員配置区分Ⅳ(2.5:1)で条件はクリアできていますか？	重度障害者支援加算(Ⅱ)の人員体制は、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する基準人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることに加え、配置20%以上の強度行動障害者支援者養成講座（基礎研修）修了者を配置する必要があります。 この人員配置体制加算の区分に条件はありません。
297	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	「栄養改善加算について」(一)当該事業所の職員として、又は外部配置する必要があるが、管理栄養士であれば非常勤職員、常勤職員どちらでも良いのでしょうか？	事業所の職員として又は外部との連携により管理栄養士を配置する必要がありますが、常勤・非常勤の区別は問いません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
298	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	「栄養改善加算について」（二）栄養状態リスクに該当する者・・・（エ）過栄養状態にある、又はそのおそれがある、この状態の基準を教えてください	栄養状態にかかる判断基準については、令和6年3月29日付障障発0329発第3号「指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙1にある「〈参考〉栄養状態のリスク分類について」をご確認願います。
309	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護定員10名、児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて定員10名の多機能事業で、生活介護で定員10名の必要人員を配置、児童発達支援、放課後等デイサービスで定員10名の必要人員を配置した場合、それぞれの事業で定員10名として算定を行ってもよいか。	障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型特例によらない人員を配置している場合においては、事業所において行う複数のサービスのそれぞれの利用定員に基づきで算定することができます。（ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者が同一人物の場合は、多機能型事業所において行う複数のサービスの利用定員の合計数での算定となる。）
311	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	サービス提供による報酬は、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間で算定となっている。急の受診で遅れてきた場合はやむを得ない事情に該当し、標準的な時間で算定できると理解しているが、受診の際に移動支援を利用している場合も、標準的な時間で算定してよいか。	移動支援を利用した場合も、個別支援計画に位置付けた標準的な時間による時間区分で算定してよい。
312	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	運営規程でサービス提供時間が9：45～15：45となっているが、利用者の都合により9：30～15：30で利用している場合、9：30から支援する体制を整えている場合はサービス提供実績記録票に9：30～15：30と記載し、算定時間数を6時間としてよいか。その場合は個別支援計画に9：30～15：30を標準的な時間と記載して問題ないか。	サービス提供実績記録票の記載及び個別支援計画の記載とも、問題ありません。ただし、常時9:30から他の利用者を含めてサービス提供を行える状態であれば、運営規程の変更を検討ください。
328	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	重度障害者支援加算の算定について強度行動障害支援者研修実践研修受講者が個別の支援手順書を作成し、支援することで算定できる要件となっているが、この実践研修修了者がサービス管理責任者であっても算定可能か。また、管理者兼サービス管理責任者として兼務しているが、その場合でも兼務上問題ないか。	問題ありません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
353	生活介護	不明	生活介護の重度障害者支援加算Ⅱは、対象の利用者で全ての利用日に算定できますか。 すべての利用日に算定し、利用者により7単位/日、重症心身障害者が利用した場合は7単位にプラスして180単位/日＝187単位になると認識していますが、相違ございませんでしょうか。	令和6年度報酬改定により、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する基準人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることに加え下記の条件をみたした場合に算定が可能となりました。 (1)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ⇒ 360単位/日 ※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日 (2)上記(1)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ⇒ (1)に加えて+150単位/日 ※個別支援を開始した日から180日以内は(1)※に加えて+200単位/日
360	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護サービス提供時間の取り扱いについて ① 標準的なサービス提供時間で送迎に係る配慮について、複数利用者が同乗し往復2時間の場合、サービス提供時間7時間の他、送迎に係る配慮1時間の合計サービス提供時間8時間で算定できますか。 ② 送迎に関わらず障害特性により、時間の概念が乏しく通常のサービス提供時間より時間が延びてしまう方について、サービス提供時間以外に30分追加した時間を合計サービス提供時間として算定して良いですか。 ③ 家族の都合でサービス提供時間以外に早く利用されたり、遅くまで利用される場合（生活介護の後、短期入所を利用）、営業時間の範囲で当該日に限り、基本的なサービス提供時間より多い時間で算定しても良いですか。	①一度に複数人を同乗させて送迎に要する時間が、往復3時間以上となる場合には、同乗している利用者全員に対してそれぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。 ②通常のサービス提供時間以外でも、利用者により支援を行い、サービス提供を行っている場合は、その時間も含めサービス提供時間とし算定して構いません。 ③実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。 なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。
362	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護サービス費は、報酬改定により、基本報酬（定員5人以下、6人から10人以下、11人から20人以下）が導入され、これまでの報酬算定額は、定員20人以下が最も報酬単価が高かったが、定員5人以下、6人から10人以下、11人から20人以下等が設定された。また、定員5人以下は、重症心身障害児者対応の児童通所サービスと多機能型事業所にした場合等に適用とされた。 就労継続支援B型10名と生活介護9名の多機能型事業所として運営する場合、生活介護6人から10人以下として算定できるのか。それとも多機能型全体の19人定員として生活介護の基本報酬を算定するのか。	貴事業所は、就労継続支援B型と生活介護の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所であり、多機能型事業所として実施する複数の障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定します。したがって、生活介護の定員が9人であっても、6人から10人以下ではなく、就労継続支援B型の10人と合算して19人なので、利用定員が11人以上20人以下の算定となります。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
363	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護事業のサービス提供時間について、生活介護の配慮規定において送迎に係る配慮があれば加えることができるとありますが、家族が送迎困難、障害特性上、公共交通機関の利用が不可、事業所の送迎事情で時間が掛かるという場合、送迎時間をサービス提供時間に加えることができるでしょうか。算定できる場合、条件等があれば教えてください。また、送迎時間とは、送迎車が事業所を出発してから事業所に戻る時間を指すのか、当該利用者が送迎車に乗車してから事業所に降りるまでを指すのか教えてください。	所要時間には、原則として、送迎に要する時間は含みませんが、利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。 なお、片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計となります。 また、迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として加えることができます。 いずれにしても利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提となります。
365	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	生活介護 入浴支援加算 障害者支援施設で入浴支援加算を算定することが出来る利用者の方は、療育手帳以外の身体障害者手帳、精神障害者手帳を所持していれば算定可能でしょうか？ 級別によって算定可否があるのでしょうか？ また、算定するにはどのような添付書類があるのでしょうか？受給者証に記載がないので、手帳の写しや入浴日が分かる契約書の写しが必要でしょうか？ ご教示ください	入浴支援加算は、医療的ケア判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重症心身障害者（療育手帳A及び身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級を所持している者）に対して入浴に係る支援を提供した場合に算定が可能です。手帳や判定スコア表により該当するかをご確認ください。 また、算定に当たっては、重症心身障害者または医療的ケアが必要な利用者となるよう手帳の写し等により記録に残してください。また、サービス提供実績記録票に記載のうえ、本人に確認をしてもらってください。
368	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	令和6年4月以前に重度障害者支援加算Ⅱ1（体制加算7単位）を算定していましたが、令和6年4月以降の重度障害者支援加算Ⅱ及びⅢを既存の利用者に算定する場合は、初期加算が算定できますか。 ・令和6年4月以前 重度障害者支援加算Ⅱ7単位のみ算定（180単位は算定せず）。 ・令和6年4月以降： 上記利用者に対して、重度障害者支援加算Ⅱ360単位、もしくはⅢ180単位の算定と初期加算の算定	重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）の初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分4以上かつ行動関連項目10点以上）を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分6以上かつ行動関連項目10点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできません。
376	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	台風で帰宅困難になることが考えられ、サービス提供時間を早め帰宅させた場合、算定時間はどうなりましたでしょうか。 通常9：30～15：30（6時間）、 実際のサービス提供時間9：30～13：30（4時間）	当日の道路状況や天気、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が生活介護計画に位置づけられた標準的な時間より短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えありません。

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
381	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>①標準的時間が【サービス提供時間4.5h】＋【障害特性に関する時間1h】＝【計5.5h】の利用者が、ある日通院後の来所で【サービス提供時間3h】であった場合、【サービス提供時間3h】＋【障害特性に関する時間1h】＝【計4h】の算定するのか。</p> <p>②ある日事情で来所時間が1h早かった場合、【サービス提供時間5.5h】＋【障害特性に関する時間1h】＝【計6.5h】の算定となるのか。</p>	<p>①生活介護における所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるものではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護を行うための標準的な時間に基づき算定されるものであるとされていることから標準的な時間で算定してください。</p> <p>②実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。</p>
399	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>ショートステイの待機のため営業時間を超えて支援する場合、実際に支援した時間で取り扱ってよいものか否か。</p>	<p>短期入所の待機により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間、支援を行った場合には、実際に支援した時間に応じた報酬単価を算定してよい。</p>
402	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>令和6年4月から強度行動障害の方を受け入れた際に、受入れの加算360単位/日に加え、180日以内は初期加算（500単位/日）を算定できるとされた。1年前（令和5年4月）に通所開始された方が、令和6年7月から今回初めて、重度障害者支援加算を算定する場合、初期加算を算定できるのか。</p>	<p>当該初期加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、算定可能です。ただし、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであることを踏まえたうえで、算定してください。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
409	生活介護	報酬の算定要件に関する質問	<p>重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）は、以前までの 人数制限：基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで 時間制約：適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として 4 時間程度は従事する必要がある。 配置人数制限：指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員に加えて、個別に支援重度障害者支援加算（生活介護）についてする基礎研修修了者を少なくとも 1 名追加で配置することが必要となる となっていたが、引き続き算定要件となっているのか。 また、算定要件に「生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上のものに対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合」との文言があるが、個別支援の必須最低時間などがあるのか。</p>	<p>基本的な算定については、No247の回答を確認してください。 支援計画シートに基づく個別支援の最低時間は特に定められておりませんので、利用者の意向を踏まえ、必要な時間の個別支援を行ってください。</p>
274	短期入所	報酬の算定要件に関する質問	<p>重度障害児・障害者対応支援加算の利用者算定について、Q&Aでは「その日の当該指定短期入所事業所等の利用者全員の数を指す。」となっているが、「その日」とはどこを差すのか。 例えば ①5/1～5/2の1泊2日の利用者が4名。そのうち区分5以上の利用者は2名 ②5/2～5/3の1泊2日の利用者が4名。そのうち区分5以上の利用者は1名 といった場合に、当該加算は5/1と5/2の両日算定可能なのか、5/1のみ算定可能なのか。（利用開始の利用者と利用終了の利用者を同じ日の利用者としてカウントするの かどうか。） 5/1と5/2の両日算定可能な場合は、1夜勤で対応している利用者のうち、区分5以上の利用者が100分の50を超えていれば算定可能と考えて違いはないか。</p>	<p>短期入所における重度障害児・障害者対応支援加算の算定可否は、各日ごとに計算します。なお、短期入所の日数の数え方は、原則として入所した日及び退所した日を含みません。 従って、5/1は利用者4名（うち、区分5以上2名⇒50%）、5/2は退所した4名及び入所した4名の利用者計8名（うち、区分5以上3名⇒37%）5/3は退所した4名（うち、区分5以上1名 ⇒25%）となり、5/1のみ当該加算の算定が可能となります。 ※短期入所の日数は、原則として入所した日及び退所した日の両方を含みますが、同一の敷地における短期入所から障害者支援施設の間、または隣接もしくは近接する敷地における短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの間で利用者が隣接する事業所等の入所する場合には、入所した日は含み、退所した日は含まれません。</p>
334	短期入所	報酬の算定要件に関する質問	<p>短期入所を2泊3日で利用される方で、二日目の日中を家族と6時間程度（10:00～16:00）外出される場合の請求についてお伺いします。①二日目は障害福祉サービスを利用していないため、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）となる。②二日目は短期入所で昼食を摂っていないため、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）となる。以上、どちらかの対応になるのかと思っておりますが、どのように対応したらよいでしょうか？</p>	<p>2日目は短期入所を日中利用していない（昼食をとっていない）ため、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）となります。</p>
398	短期入所	報酬の算定要件に関する質問	<p>重度障害児・障害者対応支援加算の算定において、障害支援区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の「利用者数」の100分の50以上である場合における「利用者数」は、どのように計算すればいいか。 1日1日でカウントし算定する日としない日があるというような加算なのか。</p>	<p>当該指定短期入所事業所等の「利用者数」とは、その日の当該指定短期入所事業所等の利用者全員の数を指します。 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者数の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を算定してください。</p>

質問No.	サービス種類	質問項目	質問内容（詳細）	神戸市の回答
106	同行援護	届出に関する質問	<p>重度訪問介護・同行援護の特定事業所加算は報酬改定の経過措置がないと思います。こちらは別紙様式15の届出が必要でしょうか。当該事業所は3月31日時点で同行援護の特定事業所加算Ⅱを取得済みで人材要件はサービス提供責任者（サ責）に関する要件です。こちらに変更はありません。（サ責4名、全員が実務経験3年以上の介護福祉士、うち2名は常勤サ責です。）届出が必要な場合、要件を満たす書類は何か必要ですか。 よろしくお願ひします。</p>	<p>2024年3月末まで算定していた区分から変更がない場合は書類の提出は不要です。算定する区分を変更する場合は、同行援護の場合は別紙15-3とそれぞれの要件について根拠となる書類の提出が必要になります。</p>